

新 都 第 5 7 7 号

令 和 4 年 3 月 1 8 日

中央区自治協議会委員 各位

都市政策部都市計画課長

都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）の改定案について（報告）

標記について、別紙のとおりご報告いたします。併せて選出母体等にお伝えいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

都市政策部都市計画課

担当：齋藤、江口

TEL：025-226-2679（直通）

FAX：025-229-5150

E-mail：tokei@city.niigata.lg.jp

1. 改定の背景・目的

- 都市計画基本方針（H20.7）の策定から10年以上経過
- 人口減少・超高齢化の進展や激甚化・頻発化する自然災害、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、本市を取り巻く社会経済情勢が変化
- 新潟県の「都市計画区域マスタープラン」の改定を反映（県において改定作業中）



今後の都市づくりのあり方を示し、まちづくりを進めるうえでの指針とするため、都市計画マスタープランの改定に着手（R2.8～）

2. 改定の方向性（ポイント）

- これまでの10年で目指してきたもの
 - ・量から質へ。ニーズの多様化といった成熟社会への対応に方向転換
 - ・目指す姿は「田園に包まれた多核連携型都市」
 - ・人口減少傾向を見据えた市街地形態の適切な維持
- 社会経済情勢の変化（とりまく動向）
 - ・人口減少、少子・高齢化
急速に進展する人口減少、少子・高齢化への対応
 - ・SDGs、脱炭素
環境や持続可能性に配慮したまちづくり
 - ・頻発化、激甚化する自然災害
水災害をはじめとする、防災・減災とまちづくりの連携強化
 - ・都心まちづくりの転機
新潟駅のリニューアルや都市再生緊急整備地域の指定などの動き



これまでの都市づくりの考え方を継承しつつ、選ばれる都市へ

- 方向性の継承（継続をカに）
これまで取り組んできた「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」を目指すという基本的な方向性は継承
- 社会経済情勢の変化などを反映
本市を取り巻く「人口減少、少子・超高齢化の進展」「SDGs」「防災・減災」「都心まちづくりの転機」といった社会経済情勢の変化などを反映
- 分かりやすさ
幅広い分野に関する内容であるため、都市の将来像や方向性を市民や事業者と共有するため、イラストや写真などで用いて分かりやすく表現
※広報の一環として、パブコメとあわせ冊子に掲載する新潟の魅力的な写真を募集

3. これまでの検討の経過

- 都市計画、交通、農業などの有識者による検討委員会を設置
- 新潟市の現状と課題、見直しの方向性や素案について議論（R2.8から、全7回予定のうち6回開催）
- 検討委員会でいただいた主な意見
 - ・コンパクトな都市を目指す、という方向性の継承は妥当
 - ・都市と田園・自然の共生が新潟市の大きな特長であり、その強みをさらに伸ばし、お互いに高めあう「共鳴」するというようなまちづくりを目指してほしい
 - ・人口減少社会の中、市街地と田園の共生関係をどのように維持していくのか、ということも考えていく必要がある
 - ・SDGsへの貢献についても記載した方がよい
 - ・水災害リスクと土地利用（居住）規制をどうしていくかは慎重に考える必要がある
 - ・田園という強みを活かした、新潟らしい暮らし方・働き方のイメージ作りが重要
 - ・今後10年、何に力を入れ、どう変わるのか、イメージしやすいものとしてほしい
 - ・新潟が元気になるためには都心の活性化が重要。企業に選ばれるまちづくりを
 - ・方針の順番や構成を整理するなど、分かりやすいものとしてほしい

4. 今後の予定（案）

- R4.3 パブリックコメント※（R4.3.22～R4.4.21） あわせて、掲載写真募集（～R4.5）
各区自治協議会へパブコメ実施について報告
※詳細なご案内は新潟市HPで「パブコメ」と検索し、「現在募集している政策」にお進みください
- R4.5 第7回都市計画マスタープラン策定検討委員会
- R4.9 9月定例会へ議案上程

都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）とは

- 都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針で、「新潟市総合計画」や県が定める「新潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるもの
- 今後の都市づくりのあり方を示すものであり、都市計画をはじめ、地域のまちづくりを共通の方向に進める指針となるもの

※新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成18年条例第69号）第2条第3号の規定に基づき、策定・変更・廃止の際は議会の議決を要する

新潟市都市計画基本方針 -新潟市都市計画マスタープラン- 概要 (案)



第1章 目的と位置づけ

- ①目的
安全・安心のもと、都市の持続的な発展と市民が暮らしやすさを実感できる都市の実現
- ②位置づけ・目標年次
・都市計画法に基づく基本方針。市総合計画・県都市計画区域マスタープランに即す
・概ね20年後を展望したうえで、10年後の2032(令和14)年度を目標年次とする

第2章 都市づくりの視点

- ①本市を取り巻く状況(現状と課題)
 - (1) 人口減少、少子・超高齢化
 - (2) 持続可能な都市づくり
 - (3) グローバル化の進展
 - (4) 価値観の多様化
 - (5) 激甚化・頻発化する自然災害
 - (6) 都心まちづくりの転機
- ②今後の都市づくりの視点
 - (1) 人口減少に適応する
 - (2) 人口減少を和らげる
 - (3) 持続可能性
 - (4) 安全・安心
 - (5) 暮らしやすさの質

全市

第3章 都市づくりの基本的な考え方(理念)と目指す都市の姿

- ①基本的な考え方(理念): 全市レベルでは「持続的に発展する都市」、地域レベルでは「誰もが暮らしやすい個性ある地域」
- ②目指す都市の姿

市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟

- (1)市街地と田園・自然の共生・共鳴
市街地拡大は原則抑制しつつ、市街地と田園・自然が共生・共鳴する関係を維持
- (2)都市・地域の拠点の機能強化
都市機能を集積し、都市・地域の拠点機能を強化
- (3)拠点間の連携強化
道路、公共交通等のネットワークを強化し、拠点間の連携・交流を強化

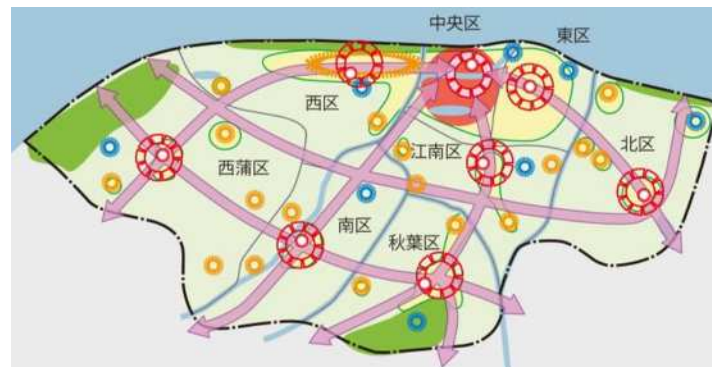


図 都市構造の全体イメージ

各区

第5章 区別構想

- ①区の概要
- ②現状と課題
- ③区づくりの方向性(区別構想図)

第6章 実現に向けた取り組み

- ①都市計画分野における3つの制度
 - (1)地区環境保全・再生まちづくり制度
 - (2)郊外土地利用の調整制度
 - (3)田園集落づくり制度
- ②主要なプロジェクト
- ③多様な主体との連携・協働

第4章 都市・地域づくりの方針

- 基本方針1 多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市
 - 方針1-1 : 都心の魅力と価値を高める
 - 方針1-2 : 地域のまちなかに活気をつくる
 - 方針1-3 : 機能別の拠点をつくる
 - 方針1-4 : 道路や公共交通のネットワークをつくる
 - 方針1-5 : 環境や人にやさしい公共交通をつくる
- 基本方針2 国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市
 - 方針2-1 : 魅力的な産業の創出を支える都市環境をつくる
 - 方針2-2 : 地域資源を磨き、都市の魅力を高める
 - 方針2-3 : 国際的な拠点機能を強化する
 - 方針2-4 : 広域的な連携機能を強化する
- 基本方針3 田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市
 - 方針3-1 : 田園・自然と市街地が共生・共鳴する都市構造を維持する
 - 方針3-2 : 豊かな田園・自然環境を保全し賢明な利用を図る
 - 方針3-3 : 環境に配慮した脱炭素型の都市をつくる
 - 方針3-4 : 緑豊かで潤いを感じる都市環境をつくる
 - 方針3-5 : 個性ある美しい景観を形成する
 - 方針3-6 : 自然災害に強い都市をつくる
- 基本方針4 それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち
 - 方針4-1 : 便利なまちなかをつくる
 - 方針4-2 : 生活圏で快適に移動できる環境をつくる
 - 方針4-3 : 誰もが安心して暮らせる環境をつくる
 - 方針4-4 : 安全で快適な住まい環境をつくる
- 基本方針5 地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち
 - 方針5-1 : 都市と農村の交流で新たな価値をつくる
 - 方針5-2 : 多様な暮らし方ができる住環境をつくる
 - 方針5-3 : 地域の資源を保全・活用し誇りや愛着を育む



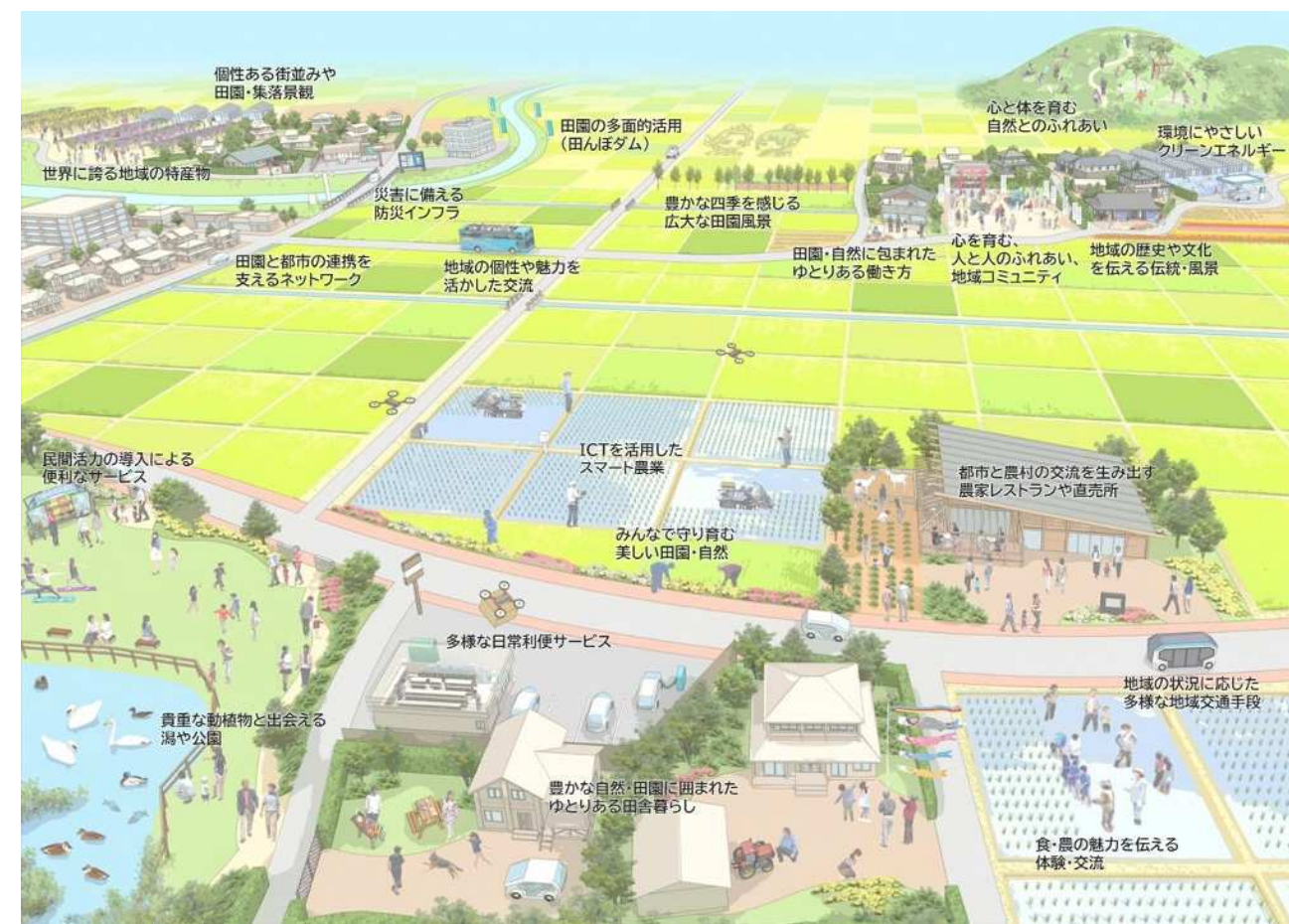
図 拠点とネットワークによる都市構造イメージ

■ 都市計画基本方針の目指す都市活動や暮らしの将来イメージ (案)

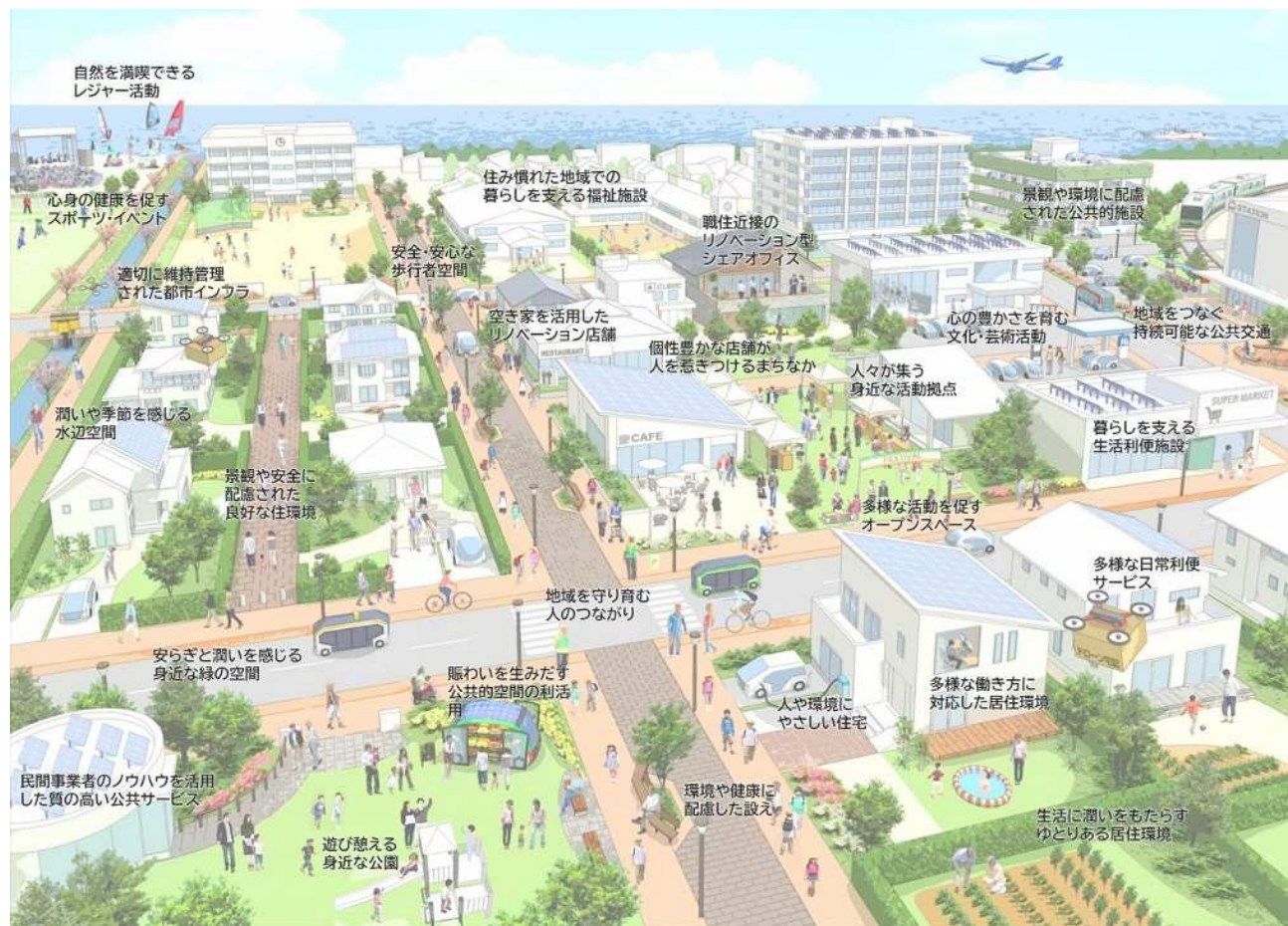
① 都心の将来イメージ



③ 田園集落の将来イメージ



② 拠点 (地域拠点や生活拠点) の将来イメージ



※このイメージ図は、実在する場所や建物を描いたものではなく、都市計画基本方針が目指す方向性の要素を凝縮して描いた将来イメージの一例です。都市活動や暮らしの将来イメージを視覚的に分かりやすく示すことで、新潟市で暮らし・活動する市民や事業者の皆さんと一緒に都市の将来像を考え、実現を目指していく一助とすることを目的としています。